

一部事務組合下北医療センター議会第126回定例会会議録

議事日程

平成28年3月23日（水曜日）午後2時開会・開議

- 第1 新議員の議席の指定
- 第2 会議録署名議員の指名
- 第3 会期の決定
- 第4 管理者運営方針
- 第5 議案一括上程、提案理由の説明
- 第6 一般質問
- 第7 議案審議（質疑、討論、採決）
 - (1) 議案第1号 一部事務組合下北医療センター行政不服審査条例
 - (2) 議案第2号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例
 - (3) 議案第3号 一部事務組合下北医療センター職員の退職管理に関する条例
 - (4) 議案第4号 地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例
 - (5) 議案第5号 一部事務組合下北医療センター特別理事の設置及び給与等に関する条例の一部を改正する条例
 - (6) 議案第6号 一部事務組合下北医療センター職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
 - (7) 議案第7号 一部事務組合下北医療センター職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例
 - (8) 議案第8号 一部事務組合下北医療センター監査委員に選任する者につき同意を求めることについて
 - (9) 議案第9号 平成27年度一部事務組合下北医療センター補正予算
 - (10) 議案第10号 平成28年度一部事務組合下北医療センター予算
 - (11) 報告第1号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて（平成27年度一部事務組合下北医療センター補正予算）

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（14人）

1番	工藤祥子	10番	岩泉盛利
2番	菊池広志	11番	小笠原清春
4番	岡崎健吾	12番	奥島貞一
5番	佐賀英生	13番	杉山太
6番	斉藤孝昭	14番	蛸島巨
7番	濱田栄子	15番	竹内典和
8番	佐々木肇	16番	宮川尚
9番	正根秋雄		

欠席議員（1人）

3番	菊池光弘
----	------

出席説明員

管理者	宮下宗一郎	むつ総合病院院長	木村龍次郎
代表副管理者	金澤満春夫	国民健康保険長	佐藤信彦
副管理者	越善靖夫	国民健康保険所長	徳田勝
副管理者	飯田浩一	国民健康保険所長	山本信哉
副管理者	樋口秀視	国民健康保険所長	坂本淳夫
代表監査委員	阿部昇正	国民健康保険所長	畑中能文
むつ総合病院副院長	橋爪正一	国民健康保険所長	中村昭彦
事業本部事務局長	松尾秀一	国民健康保険所長	竹山清信
事業本部事務局長	鳴海幸子	国民健康保険所長	小田晃廣
むつ総合病院事務局長	飛内導明	東通地区診療所長	
むつ総合病院事務副管理	田中宏司	佐井地区診療所長	
むつ総合病院事務兼企画財政課長	木村雅敏	監査委員局長	
		監査委員局長	

出席事務局職員

事業本部総括主幹	松山勝	事務局主事	高田耕次
事業本部主査	奥島敏博	事務局主事	柳田雄規
事業本部主査	二本柳隼介	事務局主事	仁木陣

◎開会及び開議の宣告

午後 2時00分 開会・開議

○議長（斉藤孝昭） ただいまから一部事務組合下北医療センター議会第126回定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員は15人で定足数に達しております。

これから本日の会議を開きます。

◎日程第1 新議員の議席の指定

○議長（斉藤孝昭） 日程第1 新議員の議席の指定を行います。

これは、去る2月13日に花部悦男議員がご逝去されたことに伴い、組合議員1名の欠員が生じたことから、奥島貞一議員が東通村議会から選出されたものでありますので、議席は会議規則第4条第2項の規定により、議長から指定したいと思います。

奥島貞一議員の議席は、仮の議席としている12番に指定いたします。

◎日程第2 会議録署名議員の指名

○議長（斉藤孝昭） 次は、日程第2 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第82条の規定により、2番菊池広志議員及び14番蛸島巨議員を指名いたします。

◎日程第3 会期の決定

○議長（斉藤孝昭） 次は、日程第3 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日1日としたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（斉藤孝昭） ご異議なしと認めます。よって、会期は本日1日と決定いたしました。

◎日程第4 管理者運営方針

○議長（斉藤孝昭） 次は、日程第4 管理者運営方針に入ります。

管理者から運営方針の説明を求めます。管理者。
（宮下宗一郎管理者登壇）

○管理者（宮下宗一郎） 一部事務組合下北医療センター議会第126回定例会の開会に当たり、平成28年度の組合運営に臨む所信を申し述べ、議員各位及び地域住民の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

我が国にとって「少子高齢化」あるいは「人口減少」は、現世を考える上でも、近未来を考える上でも、決して避けては通れない重要な課題であることは疑う余地がありません。

2025年には、15歳から64歳までの若年人口7,085万人に対して、65歳以上の高齢者人口は3,653万人となり、若年人口と高齢者人口の人口比率は2対1となりますが、わずか25年後の2025年になると、若年人口5,001万人に対して、高齢者人口は3,768万となり、人口比率は1.3対1となります。

つまり、2025年以降、高齢者の絶対数はそれほどふえないものの、若年人口が2,000万人も減るという人口構造の非可逆的変化は、まさに驚愕と言わざるを得ません。

当然、この推計値は、雇用、年金、医療、介護、子育て支援といった社会保障全般のみならず、あらゆる分野に影響を及ぼすことは言うまでもな

く、生産年齢人口の減少という意味では、地方創生の道筋ともパラレルに関係するものと考えられます。

一方で、我が国の国民は国民皆保険制度の下、誰でも、いつでも、どこでも、医療機関を利用できる機会を保障され、大病院であれ、小さな診療所であれ、全国の医療機関を選択できるフリーアクセス権も担保されてきました。

しかしながら、こと医療現場においては、図らずも少子高齢化に伴う傷病構造の変化が需要と供給のミスマッチをもたらしており、医療経営を圧迫する要因の一つと考えられてきました。

こうした背景の中で、団塊の世代が後期高齢者となる2025年の医療提供体制を目指して、現在全国の都道府県において地域医療構想の策定に向けた作業が進められております。

将来の医療需要を推計して地域医療の将来ビジョンを描くもので、都道府県が主導して構想区域の二次医療圏単位で医療改革を進めるための新たな取り組みであります。

人口減少に伴って縮小する医療ニーズに対応して、供給する側の医療機関が一般病床と療養病床をどのようにすみ分けし、急性期から回復期、慢性期まで、どのように機能分化し、再編するのか、自治体病院・有床診療所の当事者はもとより、地域医療関係者の知恵が求められております。

言いかえれば、絶対に守るべきものが何なのかを考えながらも逆にできないものは諦めていくという覚悟と決断が問われる時期に差しかかっているのではないかと考えております。

次に、平成28年度は、病院・診療所の収益的収入に影響を及ぼす2年に1度の診療報酬改定の年度に当たります。

医科・歯科・調剤の本体改定率では、0.49%の引き上げとなりましたが、薬価・材料の改定率は、1.33%の引き下げとなりました。

本体の各科改定率の内訳では、医科0.56%、歯科0.61%、調剤0.17%となり、本体の引き上げには、500億円の程度の国費を充てるとされております。

一方で、薬価・材料の引き下げによる財政効果は1,300億円になるものと予想されております。

また、診療報酬関係では、平成28年4月からDPC（診断群分類包括評価）制度が本格始動となることから、むつ総合病院においても、それに合わせてDPC分析ベンチマークシステムを導入するなど、医療経営の効率化を推進するべく、医療の質を把握し、可視化する取り組みが始まることとなります。

次に、資金不足等解消計画についてであります。当組合の最大の課題は、何と申しましても経営健全化であり、その指標となるのが資金不足等の解消となります。

当組合では、平成21年度に策定した「経営健全化計画」の最終年度に当たる平成24年度において、財政健全化法に基づく経営健全化基準の20.0%をクリアする14.6%を達成したものの、平成25年度以降も、引き続き資金不足解消を図るため、新たに「資金不足等解消計画」を策定し、さらなる経営改善を目指しております。

その結果、平成25年度は6.1%、平成26年度は1.4%と、着実に解消へと向かっております。

しかしながら、平成26年度決算においては、依然として下北医療センター全体で1億6,386万7,000円の資金不足が生じております。

そのうち、風間浦診療所は、平成27年度において資金不足が解消見込みとなっておりますが、残る大畑診療所は、平成29年度で資金不足を解消する計画としているものの、むつ市からの繰り入れ補填により、今後も早期の解消に向けて取り組んでまいります。

次に、人材確保についてであります。国は、

2008年から大学医学部の定員をふやすなど、全国的には医師不足解消に取り組んでおり、弘前大学においても、卒業後12年間、県内で就業することを条件とする一般入試の「県定着枠」、さらには同じく県内勤務を確約させる「AO入試」を実施するなど、ニーズに対応しようという動きは明らかに変化しております。

しかしながら、むつ総合病院は、弘前大学を中心とする医師招聘ルート、臨床研修指定病院としての研修医受入れ等により、現在、医療法上の医師充足率が100%を超えておりますが、研修医を除きますと、依然100%を下回る状況にあり、心臓血管外科など常勤医不足の診療科を抱え、病院経営上の必要数には届かない状況にあります。

むつ総合病院の医師臨床研修については、平成27年度の1年次研修医が、8名の募集に対して8名のフルマッチングとなり、2年次7名と合わせて15名となりましたが、平成28年度においても、1年次研修医がフルマッチングとなり、2年次と合わせた研修医の人員が前年度を超えることを期待しております。

次年度以降も、研修医を受け入れる最適な環境づくりを目指しながら、あわせて研修医にとって魅力のある病院であることを情報発信し、最良のマッチングとなるように努めてまいります。

また、看護師については、1991年には全国に11校しかなかった看護大学や一般大学の看護学科が、2014年には226校にもふえ、1991年には558人だった入学定員数も、今や2万人近くになっております。

一方で、2000年に導入されました介護保険制度により、新たな就労先の選択肢として「介護老人保健施設」「デイケア・デイサービスセンター」「居宅介護支援事業所」などがふえ、看護職が分散されたことから、医療機関の看護師確保に少なからず影響を及ぼしております。

こうした背景を踏まえて、平成22年10月から創設したむつ総合病院の看護師等修学資金貸与制度も5年余りを経過し、一定の成果を上げておりますが、今後も当該制度の活用を継続するとともに、定年退職者等の再任用、潜在的な有資格者の随時募集など積極的な取り組みを行い、安定的な確保に努めてまいります。

次に、施設整備についてであります。平成28年度は、むつ総合病院（仮称）人工透析センターの建設工事を実施いたします。

下北圏域外の医療機関へ通院する患者さんの身体的かつ経済的負担を軽減して、圏域内での透析医療を完結するとともに、患者さんに適切な医療環境を提供するため、新たにベッド数50床の人工透析センターを建設するものであります。

以上、平成28年度組合運営の所信の一端を申し述べましたが、冒頭においても触れましたとおり、社会構造等の変容は下北圏域においても例外ではなく、自治体病院・診療所を取り巻く環境はますます厳しい状況となっております。

しかしながら、私たちが医療環境を考える上で、何にも増して肝に銘じなければならないことは、現実と真摯に向き合うことであり、未来への洞察であります。

医師・看護師をはじめとするメディカルスタッフの確保、経営の健全化、僻地医療の堅持、質の高い医療の提供、医療安全の徹底に努めながら、引き続き全力を傾注してまいり所存でありますので、議員各位及び地域住民の皆様のなご一層のご理解とご協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（齊藤孝昭） これにて管理者の運営方針を終わります。

◎日程第5 議案一括上程、提案理由説明

○議長（齊藤孝昭） 次は、日程第5 議案一括上程、提案理由の説明を行います。

議案第1号から議案第10号まで及び報告第1号を一括上程いたします。

管理者から提案理由の説明を求めます。管理者。
（宮下宗一郎管理者登壇）

○管理者（宮下宗一郎） ただいま上程されました10議案1報告について、提案理由及び内容の概要をご説明申し上げ、ご審議の参考に供したいと存じます。

まず、議案第1号 一部事務組合下北医療センター行政不服審査条例及び議案第2号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例についてであります。これら2議案は、行政不服審査法の改正に伴い、同法の規定に基づく不服審査に関し必要な事項を定めるためのものであります。

次に、議案第3号 一部事務組合下北医療センター職員の退職管理に関する条例についてですが、本案は、地方公務員法の一部改正に伴い、職員の退職管理に関し必要な事項を定めるためのものであります。

次に、議案第4号 地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例についてですが、本案は、地方公務員法の一部改正に伴い、職員の分限、給与等に係る関係条例を整備するためのものであります。

次に、議案第5号 一部事務組合下北医療センター特別理事の設置及び給与等に関する条例の一部を改正する条例についてですが、本案は、特別理事でありますむつ総合病院長の期末手当の支給割合を改定するためのものであります。

次に、議案第6号 一部事務組合下北医療センター職員の給与に関する条例の一部を改正する条

例についてであります。本案は、青森県人事委員会の県職員の給与に関する勧告に鑑み、職員の給料月額等を改定するためのものであります。

次に、議案第7号 一部事務組合下北医療センター職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例についてであります。本案は、佐井村に準じて、佐井歯科診療所に勤務する職員の平成28年度における給料月額を減額するためのものであります。

次に、議案第8号 一部事務組合下北医療センター監査委員に選任する者につき同意を求めることについてであります。本案は、議員のうちから選任する監査委員に岡崎健吾氏を選任いたしたく、提案するものであります。

次に、議案第9号 平成27年度一部事務組合下北医療センター補正予算についてですが、むつ総合病院では、決算見込みにより医業収益並びに医業費用を増額するとともに、たな卸資産購入限度額を改めるため補正するものであります。

これにより、補正後の収益的収支の予定額は、収入が123億8,441万6,000円、支出が122億6,860万4,000円となります。

次に、議案第10号 平成28年度一部事務組合下北医療センター予算についてですが、まず、「業務の予定量」について、病床数は前年度と同じく650床としております。

患者数は、入院患者数で年間15万1,256人、外来患者数で年間31万1,280人を見込んでおります。これを前年度と比較いたしますと、入院患者数で年間5,417人、3.5%の減、外来患者数で年間1万5,738人、4.8%の減となっております。

主要な建設改良事業は、むつ総合病院では、透視センター建設事業及び医療機器整備事業を、大間病院、むつりハビリテーション病院、川内診療所、大畑診療所、脇野沢診療所及び風間浦診療所では、医療機器整備事業を予定しております。

次に、「収益的収入及び支出」についてご説明いたしますと、収入は本部収益6,303万1,000円、病院事業収益122億2,781万2,000円の合計122億9,084万3,000円、支出は、組合事務費である総係費6,303万1,000円、病院事業費用120億6,046万円の合計121億2,349万1,000円を計上し、差し引き1億6,735万2,000円の純利益となる収支計画としております。

次に、「資本的収入及び支出」についてご説明いたしますと、さきに述べました主要な建設改良事業の外に、むつ総合病院においてはパーチカルコンベア改修事業を、むつりハビリテーション病院においては、駐車場内排水路改修事業を予定しております。

この結果、収入で19億4,698万9,000円、支出で23億4,988万6,000円を計上し、収入額が支出額に対し不足する額4億289万7,000円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収入調整額86万1,000円、繰越工事資金100万円及び過年度分損益勘定留保資金4億103万6,000円で補填することとしております。

なお、企業債については、むつ総合病院、大間病院、むつりハビリテーション病院、川内診療所、大畑診療所、脇野沢診療所及び風間浦診療所が実施する事業に係る起債の目的、限度額等を定めております。

重要な資産の取得については、むつ総合病院では透析センター、R I棟浄化槽、セントラルモニタリングシステム及び放射線治療計画装置等を、川内診療所では、医事会計システムを定めております。

次に、報告第1号についてであります。本報告は、平成27年度一部事務組合下北医療センター補正予算でありまして、むつ総合病院では、D P C分析ベンチマークシステムの購入に伴う器械備品購入費の増額及び透析センター建設に伴う浄化

槽移設のための債務負担行為の設定について、早急に対応する必要が生じたことから、専決処分したものであります。

これにより、補正後の資本的収支の予定額は、収入が17億1,535万円、支出が21億54万2,000円となります。

以上をもちまして、上程されました10議案1報告について、その大要をご説明申し上げましたが、細部につきましては、議事の進行に伴いましてご質問により詳細ご説明申し上げます。

何とぞ慎重ご審議の上、原案どおり御議決、ご同意及びご承認賜りますようお願い申し上げます次第であります。

○議長（斉藤孝昭） これで提案理由の説明を終わります。

ここで議案熟考のため、午後2時30分まで休憩いたします。

休憩 午後 2時20分

再開 午後 2時30分

○議長（斉藤孝昭） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第6 一般質問

○議長（斉藤孝昭） 次は、日程第6 一般質問を行います。

◎工藤祥子議員

○議長（斉藤孝昭） まず、1番工藤祥子議員の登壇を求めます。1番工藤祥子議員。

（1番 工藤祥子議員登壇）

○1番（工藤祥子） 日本共産党の工藤祥子です。下北医療センター議会での初めての質問を行いま

す。4点について質問いたします。よろしくお願いいたします。

まず第1は、医師確保についてです。ご存じのように、1982年に医療費削減のために医師数抑制の閣議決定、1997年には医学部入学定員の削減を決め、日本の医師数は先進国平均の3分の2にとどまっています。2004年から義務化された新医師臨床研修制度が追い打ちをかけたという指摘もあり、医師不足の文字が新聞紙上で飛び交ってから久しくなっています。下北医療センター議会議事録の直近のものしか読めませんでしたが、医師不足問題が毎回のように取り上げられております。しかし、市民の切実な声を議会に届けることが議員の大事な役割ということで私も発言いたします。

平成25年の121回定例会において、整形外科の常勤医師が退職し、応援診療に当たることが不可能になったとの目時議員への答弁があり、川内診療所はじめ大畑診療所、大間病院、むつりハビリテーション病院への派遣ができなくなり、今日に至っています。私の居住地は川内町ですが、整形外科の先生に来てほしいという切実な訴えを多数聞いてきました。週1回が無理なら、せめて月1回でもいいから来てほしい、そして薬を出してほしいの声です。週1回の整形外科の先生が来た日には、待合室が患者であふれていました。月平均400人の患者数と事務の方は話してくれました。

川内町からむつ病院までのバス代は、片道でも1,200円ぐらいもかかり、年金が出る日まで痛くても湿布薬を張って我慢していると涙を流して訴えた方もいました。その上に、4月から眼科不在の話も伝わり、深刻さを増しています。ちなみに、2014年のときで、医師充足率は病院運営上65.1%という数字が出されています。

1つ目の質問は、整形外科医、眼科医を含めた来年度の見通しについて伺います。

2つ目として、看護師不足とも関連いたします看護師等修学資金制度の利用状況についても答弁を求めます。

第2に、むつ総合病院の基本理念と基本方針についてです。3月7日にある市民の方から、むつ総合病院のことで話があるという電話をいただき、夕方にその方を訪ねてお話を伺ってきました。2時間を超える話で、訴えたいことは、患者である自分の病気について話をきちんと聞いてほしい、先生から患者である自分にわかるように説明してほしい、それができなかった、できていないという訴えだと私は受けとめました。患者も頑張るし、先生も頑張るという関係を築いていくというあるべき姿を話していました。

実はその日、患者にきちんと医者は説明してくれないというほかの方からの声も聞いていましたので、その日の昼にむつ総合病院に行き、玄関に張り出しているむつ総合病院の基本理念等を書き写してきました。結果的に、職員の方から印刷したものをいただいたのですが、それを持ち合わせていました。最後には、この基本理念等を見ながら話し合いができましたし、その方もむつ総合病院の医師の忙しい実態を理解しており、医師をよい環境の中に置かなければならないとか、医師に感謝している等と話していました。そこで、この理念や患者の権利と義務等はどのようにして医師や職員に広げ、深めていっているのでしょうか、お聞きいたします。

第3に、医療介護総合確保推進法による地域医療構想計画策定についてです。昨年8月、2025年度、平成37年度ですが、この時点で必要とする県内の病院ベッド数について、2014年度の病床数より25.6%から26.5%に削減するという試案をまとめ、発表しました。それによると、下北地区は今ある病床数691から452へ、削減率34.5%へ県内6医療圏域の平均を上回るという報告が出されまし

た。安倍政権の社会保障改革の医療版と言われるもので、医療改革を医療介護分野の改革として介護と一体に見直すことを提起したもので、その狙いは医療の転換、つまり安上がりな供給体制づくりを目指していることは明らかです。医療施設から介護施設へ、さらには在宅へと患者を移動させようというものです。

2014年に医療介護総合確保推進法を制定し、都道府県が地域における医療及び介護の総合的な確保のための事業の実施に関する計画を求め、基金を設け、財政支援により病床転換を促進、誘導しようとしています。新聞紙上での青森県の病床削減報道に、ベッド削減ありきの計画だ、介護施設が足りない地域も多く、受け皿が必要、医療難民、在宅難民が出る等の批判的な意見も出たとも報道されています。県は、4月以降、各地域に地域医療構想の調整会議を設置し、具体的なことを検討してもらおうとしています。

1点目として、管理者としてこの方針をどのように受けとめていますか。

2点目、下北医療圏ではどのように進めていくのか、答弁を求めます。

第4に、早朝にむつ総合病院前に並ぶ患者に対する対応についてです。昨年9月の議会でも川下議員が取り上げています。また、むつ総合病院への手紙にも同様な提案があり、回答も張り出して読ませていただきました。しかし、この目で実際に見てみようと、3月15日の朝、5時50分にむつ総合病院前に来てみました。そのとき既に6人が玄関前に並んでいました。6時半までには30人ぐらいにふえていました。並んで立っていると寒いので、動き回っていました。その日は、雪も雨も降っていないので、よいほうなのでしょう。冬期間の開設は6時半ということで、整理の職員が番号札を渡し、玄関をあけました。みるみるうちに人がふえ、順番札を持って院内の受付の機械の

前に長い行列が数列できていっぱいになっていきました。7時半に下北バス、JRバスが到着し、また並ぶという一連の流れを見ることができました。

ある方に聞いてみましたら、終了までの流れが悪く、半日以上かかるので、早く終わって自分の用事を足したいからと言っていました。ここにもむつ病院の医師不足から来る待ち時間の長さが影を落としています。「早く来ても大して変わらないけど」と話す方もいましたが、早朝の順番どりはなくならないのではと私は感じました。

川下議員から、青森市民病院の早朝の様子が写った写真を借りてきました。待合室の椅子に座って待っている様子が写っていました。整理する職員の方もおりました。真冬の様子を見ることはできませんでしたが、3月の半ばでも寒かった早朝、風除室だけでも開放できないもののでしょうか、答弁を求めます。

以上、4点にわたって壇上からの私の質問を終わります。

○議長（齊藤孝昭） 管理者。

（宮下宗一郎管理者登壇）

○管理者（宮下宗一郎） 工藤議員ご質問の医師等確保についての1点目、整形外科の応援体制と眼科医の見通しはについてお答えいたします。

まず、整形外科の応援体制についてであります。むつ総合病院の整形外科が5名体制でありました平成25年3月までは、医師5名のうち1名を応援要員として、むつリハビリテーション病院、大間病院、川内診療所、大畑診療所、東通診療所の5施設に派遣しておりました。週1回ではありますが、各地区において定期的な整形外科の受診機会を設けることができていたものと考えております。

一方、応援を行っておりますむつ総合病院整形外科は、1日当たりの平均患者数が外来174名、

入院55名と非常に多くの患者さんを受け入れており、診察や検査のほか、長時間にわたる手術に対応するためには、どうしても4名の医師を配置しなければなりません。

この結果、医師の配置が5名体制から1名減となった平成25年4月において、診療応援の中断を決断せざるを得なかったことをご理解いただきたいと思えます。

近年、高齢化の進展から、膝、腰など関節の疾患が増加しており、診療応援を中断した各地区において、多くの方々が整形外科の再開を望まれていることは承知いたしております。しかしながら、医師の充足が進まないまま診療応援を行うことは、現在勤務する医師に一層の負担を強いる結果となり、最終的には疲労に伴う離職さえも懸念しなければなりません。

今後におきましては、現場の先生方と十分に協議をしながら、診療応援の可能性を探ってまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、眼科の診療体制についてお答えいたします。むつ総合病院の眼科につきましては、常勤医1名の体制により、週5日のうち3日を外来診療に、2日を手術日に当て、年間約1万人の患者さんを受け入れております。ところが、現在勤務する眼科医がこの3月をもって転出する意向を固め、弘前大学医学部と協議を重ねてまいりましたが、大学に所属する医師の不足から、後任の常勤医は派遣できないとの回答を得たところであります。

近年、糖尿病に伴う目の疾患が増加しており、内科的治療と眼科領域の治療をあわせて行う患者さんが増加しておりますことから、今後もむつ総合病院における眼科診療の必要性は、ますます高まっていくものと考えられます。

弘前大学におきましても、この点には十分に理

解をいただいております。常勤体制に準ずる応援体制を約束いただいております。したがって、4月以降、月曜日から水曜日まで、週3日体制で外来診療を行う予定となっており、外来機能は保持されるものと考えております。

次に、医師等確保についての2点目、下北医療センター看護師等修学資金制度の利用の状況については、事務局から答弁をさせます。

ご質問の2点目、むつ総合病院の基本理念と基本方針については、むつ総合病院長が答弁いたします。

次に、ご質問の3点目、医療介護総合確保推進法による地域医療構想計画策定についてお答えいたします。平成26年6月に急性期医療から在宅医療、介護まで一連のサービスを地域内で総合的に確保することを目的に、医療介護総合確保推進法が成立いたしました。これを受けた改正医療法では、医療計画の一部として、医療提供体制の将来あるべき姿を地域医療構想として策定することとされました。具体的には、2025年の必要病床数など医療需要を予測し、その時点で必要な医療提供体制を二次医療圏単位で定め、このことを実現するための具体的な取り組み内容、方策を定めるというものであります。

構想策定のための基礎数値は、厚生労働省が全国一元的に整備し、提供することとされております。人口は、国立社会保障・人口問題研究所で推計した人口動向を、患者動向は平成25年度1年間のレセプトデータをもとにしております。このデータと厚生労働省で作成した地域医療構想策定支援ツールを用いて、全国統一的な手順にのっとり、必要病床数を導き出すこととされております。

現在県においては、シミュレーション結果に基づき、二次医療圏単位の必要病床数を設定し、本年度内の策定に向けて準備を進めております。今後は、各医療圏の地域特性や特殊事情を踏まえ、

各医療機関の機能分化や取り組み内容について、市町村、医師会、病院事業者、介護事業者などで構成される二次医療圏単位の地域医療構想調整会議の場で具体的な検討が行われる予定となっております。

いずれにいたしましても、むつ下北地域の医療を守っていくためには、当医療センターが中心となって機能していかなければならないことは明白であります。私も管理者として下北半島に暮らす人々の健康をいかに守っていくのか、このことについて全力を傾けてまいる所存であります。

次に、ご質問の4点目、早朝にむつ総合病院前に並ぶ患者に対する対応について、正面玄関の風除室を開放できないでしょうかとのご質問にお答えいたします。

むつ総合病院では、開錠時刻が午前7時と決められております。したがって、それに合わせた時間帯でのご来院にご協力をしていただきたいと思います。

しかしながら、実際問題として、早く診察してもらいたいとの思いからだと思いますが、寒い中、早朝から正面玄関前に並んでお待ちしている患者さんが現におりますことから、本年1月22日から開錠時間を30分繰り上げし、午前6時30分に病院内に入れることといたしました。この運用は、3月31日までは継続し、4月1日からは午前7時開錠に戻すこととしております。なお、来年度からは12月1日から3月31日までの期間を午前6時30分に開錠するという運用予定でおりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

診察時刻も、午前8時30分と決められておりますことから、体調、病状、その日の天候等をお考えいただきまして、お体の負担とならないような時間帯でご来院いただきたいと思います。

○議長（齊藤孝昭） むつ総合病院副院長。

（橋爪 正副院長登壇）

○むつ総合病院副院長（橋爪 正） 副院長の橋爪でございます。本日は、院長にかわり答弁させていただきます。

ご質問の2点目、むつ総合病院の基本理念と基本方針についてお答えいたします。

むつ総合病院では、基本理念を「信頼される病院になる」と平成15年に定め、これをなし遂げるための基本方針として、1、良質な医療の提供に努める、2、満足度の高い医療に努める、3、安全・安心な医療に努める、4、挨拶と笑顔、心のこもった接遇に努める、5、健全な病院経営に努めるなどの5項目を掲げ、むつ下北地域の皆様に良質な医療を提供し、安全に安心して受診できる医療提供体制を構築すべく取り組んでおります。

都市部に比べて人口減少や少子高齢化が急速に進展する当地域にあって、超高齢化社会の進行とともに、医療の需要は今後大きく変化します。しかし、病院は医師や看護師など医療スタッフの慢性的な不足や、医療施設、設備、あるいは機器等の老朽化など、現在でもさまざまな課題を抱えております。

そのような状況下で、地域の皆様から信頼される病院になるためには、やはり限られた医療資源をできるだけ効率的、効果的に活用、運用し、職員全てが病院の基本理念と基本方針を共有し、医療人としての資質の向上と接遇やコミュニケーションスキルの習熟に一層努め、組織全体としてレベルアップを図っていく必要があるものと考えております。

また、医療は本来人々が健康な生活を営む権利の実現に寄与するものであり、医療を受ける権利は尊重されなければなりません。

ご指摘のありました患者さんへの対応につきましては、今後も全職員に対して患者さんを主体とする医療を実践し、より丁寧に接するよう、またコミュニケーションスキル等の学習を継続して行

うなどして指導していく予定でございます。

以上です。

- 議長（斉藤孝昭） むつ総合病院事務局長。
- むつ総合病院事務局長（飛内導明） 工藤議員のご質問の1点目の（2）、下北医療センター看護師等修学資金制度の利用の状況についてお答えいたします。

看護師等修学資金制度は、看護師、助産師の確保が非常に困難をきわめている状況を踏まえ、平成22年度に導入し、その後平成27年度から透析業務や高度医療機器の管理を専門に行う臨床工学技士にも同様の理由から対象に追加しております。制度の基本的内容といたしましては、月額5万円の貸与を行い、卒業後、むつ総合病院で貸与期間以上勤務いただいた場合、修学資金の返還を全額免除するものであります。

平成22年度以降、6回の募集で84名の学生を修学資金貸与者として決定し、平成27年度まで35名が就職しております。さらに、平成28年4月1日付採用者も15名を予定しており、あわせて50名の実績が見込まれております。毎年度の看護師の募集人員が20名程度であることを考えますと、非常に大きな成果が上がっているものと考えております。

また、返還免除の状況であります。既に就職している35名のうち、本年度末勤務期間が貸与期間を超える14名が免除完了となる見込みであります。

今後におきましても、真に修学資金を必要とする学生に対し、貸与を行うことで修学をサポートし、看護師等の確保に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

- 議長（斉藤孝昭） 1番工藤祥子議員。
- 1番（工藤祥子） それでは、順番に再質問したいと思います。

この看護師等の修学資金制度、これが看護師不足等に対してはすごく前進面が見られるということ、本当によかったと思っています。うちの娘も看護師の奨学資金を利用して、青森市で今頑張っております。当時はなかったので、本当に残念です。

医師確保の問題ですけれども、確かにまだこっちまでは光が見えてこない、恩恵が出ていないのですけれども、22年度より医学部の定員がふえたり、また医師に対する奨学資金を貸し付けたり、県としても、確かに頑張っています。そして、22年からスタートしたこの奨学資金への成果といえますか、28年度に卒業見込みとなっているはずなのですけれども、この県の状況はわかりませんかでしょうか。むつ市まで来ないにしても、青森県で奨学資金を利用して、そして卒業する方が28年度から出てくるということを知っていますけれども、わからないでしょうか。

- 議長（斉藤孝昭） むつ総合病院事務局長。
- むつ総合病院事務局長（飛内導明） 医師に対する修学資金制度については、現在青森県及び青森県国民健康保険連合会が共同で実施しております事業がございます。この事業は、平成17年度に創設され、弘前大学医学部に進学する青森県出身者を対象としており、これまで267名に対する貸付実績があると聞いております。

特別枠5名、一般枠20名、学資枠5名、合計30名まで貸し付けを行うことが可能となっており、貸付対象も入学金や授業料といった学費のほか、月額10万円の奨学金を貸与する貸付枠もあり、貸付期間と同年数、または奨学金を受けた場合は1.5倍の年数を県内の自治体病院などで勤務することで返還が免除となる制度となっているということでもあります。

以上です。

- 議長（斉藤孝昭） 1番工藤祥子議員。

○1番(工藤祥子) 地域枠が、それでもだんだん広がってきているということで、将来に対する期待は持てますけれども、なかなかむつ病院に勤めてくれるかどうかということはわからないわけです。でも、青森県内の医師不足に対しては貢献できるということで、期待はいたしますけれども、なかなかすぐ成果が出るというところまでは、本当に残念ながらいっていないと思います。

しかし、3月13日の朝日新聞付で、ちょっと元気が出る記事を見つけました。それは、岩手県の知事が率先して、今岩手の、そして日本の地域医療は崩壊の危機にさらされています、このようなタイトルで載っていました。地域医療再生に向けた岩手県からの提言、医師の不足と偏在を解消するため、地域医療基本法の制定が必要です。県知事が先頭に立って意見広告を紙上に載せています。もう全国的な取り組みとして取り組んでいかなければ、この医師の問題というのは解決しない、そこまでは来ていると思います。

川内の、本当に涙を流して私に訴えた高齢者の方、その姿を見ますと、もはや地域医療が崩壊しているのではないかと、その一端をかいま見る思いをしています。知事、市町村長が中心になって、この問題に協力をして取り組んでいかなければ、本当にこの医師不足、医師の偏在という問題は解決できないと思います。

今どうのこうのということで回答は求めることはできませんけれども、ともにこれを大きな問題として、下北地域頑張っていきたいと思います。このことを訴えまして、次に移りたいと思います。

むつ総合病院の基本理念と基本方針についてですけれども、私お昼にむつ総合病院に書き写しに行っただけです。そうしたら、職員の方が、ああ、これですかということで、ポケットから出してくれたのです。職員の方がポケットにこの理念等を小さく書いたカードのようなものを、いつも肌身

につけているのだというふうなことで、少し感動いたしました。そして、事務の方から私いただきてきました。むつ病院に対するさまざまな思いを訴えたいという方とお会いしたときに、ちょうど私これ持っていましたので、このことでお話ができてよかったとは思っています。

ただ、むつ病院の医師は、もう過労だということとは私も本当に感じています。川内町に整形外科の先生が派遣医師として来ていたときに、ご飯を食べる暇がなく、車の中でおにぎりを食べてきたという話も聞いています。そのような中で、過酷な中で自治体病院が運営されているということは、本当にこれは問題だと思っています。しかし、本当に大変でしょうけれども、下北医療圏の中の中核病院としてのこのむつ総合病院、その医師の使命には、本当に重たいものがあると思います。信頼される病院として、インフォームド・コンセントのさらなる努力を、皆さん、医療関係者の方に訴えて次に進みたいと思います。

それから、県の医療構想計画の策定ですけれども、確かに人口だとかさまざまな条件で厚生労働省が目標とする数字を出しています。しかし、県の会議の中でも、もっともっと青森県の実情を踏まえた計画を策定してほしいという意見が出ています。「本県は医師充足率が低いいため、診療、治療に影響が出ている。例えば麻酔科医が少ないことで手術数が抑えられているとすれば、それをもとに医療ニーズなどを算定していいものだろうか」、また「なぜ在院日数が長いのか。急性期病院を終わって行くところがないのではないかと。より一層の分析が必要だ」、また「短命の本県で医療費が低いのを考えると、医師数が県民の受診行動に影響を与えているのかもしれない」、このような意見が新聞で報じられていました。特に下北はもっと実態を反映していかなければいけないと思います。共働きの家庭が多い、そして経済的な

問題を抱えている厳しい自然がある、そして地理的な条件、一番広い下北の医療圏域です。このような条件を加味して、そして医療策定をきちんと立ててほしいということを本当に強調したいと思います。

それから、先ほど、これから下北の調整の協議に入るとおっしゃっていましたが。管理者にももう少し具体的なことをお聞きしたいのですが、医療だけではなく、これは介護との連携が、密な連携が必要だと思います。どのような会議で、どのようなメンバーで考えて策定するおつもりなのか、お聞きしたいと思います。

○議長（斉藤孝昭） 事業本部事務局長。

○事業本部事務局長（松尾秀一） お答えいたします。

新年度に入りますと、県が主導いたしまして、二次医療圏ごとに調整会議が設置され、必要な事項につきまして協議の場が設けられるものと聞いておりますが、そのメンバーについては、まだ詳細どのような形になるのか、その辺はまだ定かではございません。

ただ、一方では病院完結型から地域完結型への医療にシフトしながら、いわば選択と集中によって病床を機能分化する作業が伴いますことから、在宅医療のみならず、介護現場とも連動する取り組みが必要になるものと認識しておりますので、そうしたメンバー等も入るものと期待しております。

以上でございます。

○議長（斉藤孝昭） 1番工藤祥子議員。

○1番（工藤祥子） 徳島県の県議会等では、地域の実情に応じた医療提供体制の確保に求めるという意見書を出しています。地域では、本当に心配しております。医療削減が先行して新聞に発表されて、多くの方が不安を持っています。削減されて、そして10年先とはいえ、団塊の世代、私も団

塊の世代ですけれども、もう病院でなく在宅という流れの中で、本当に私たちが最後の死に至る選択を選択できないという、そういうふうな場面が予想される中で、もっともっと介護の体制をしっかり整えて受け皿をつくっていく、そういう密な協議が必要ではないかと思えます。そして、今年中の策定というのは、少し無理なのではないでしょうか。

むつ市では、介護の施設がまだまだ足りません。それから、介護の保険外しとか、それから軽度の人たちをボランティアで対応するとか、そういう問題も今出てきています。そういう中で、ベッドの削減が先行する介護との連携が本当に密にできるのかという、そういう不安があります。今年度中、大丈夫なのでしょう。

○議長（斉藤孝昭） 事業本部事務局長。

○事業本部事務局長（松尾秀一） 先般の新聞紙上では、下北地域は628床から453床への病床削減というふうな記事が出ておりました。しかし、いきなり175床が削減されるわけではなく、あくまでも団塊の世代が後期高齢者となる2025年、さらには下北地域に限って言えば、ピークとなります2030年を見据えたシミュレーションであることから、実質的なプランの推進につきましては、県の主導とはなるものの、当然段階的な削減になるものと想定しております。

以上でございます。

○議長（斉藤孝昭） 工藤祥子議員に申し上げます。

申し合わせ時間が間もなく来ますので、まとめてお願いします。

○1番（工藤祥子） はい、わかりました。

確かに県の健康福祉部長も、強制的に医療から介護のほうに、在宅のほうに移行してもらうとは言わないとは言っていますが、病床削減は必要だ、このもとで指導していく、このようなことを断言しています。私としては、とにかく地域の実情を

踏まえた計画を策定してほしい、このことをまず強調して、またさまざまなところで発言していきたいと思います。

最後に、風除室をあけて早朝に並んでいる方を入れるということは無理なのでしょうか。それだけを聞いて終わりたいと思います。

○議長（斉藤孝昭） むつ総合病院事務局長。

○むつ総合病院事務局長（飛内導明） 先ほど管理者が答弁したとおりでございます。

以上です。

○議長（斉藤孝昭） これで工藤祥子議員の一般質問を終わります。

◎濱田栄子議員

○議長（斉藤孝昭） 次は、7番濱田栄子議員の登壇を求めます。7番濱田栄子議員。

（7番 濱田栄子議員登壇）

○7番（濱田栄子） 質問に先立ちまして、今年度末をもちまして下北医療センター所属施設を退職されますむつ総合病院佐藤院長先生はじめ医療スタッフの皆様、職員の皆様に対し、これまで下北地域の医療に大きく貢献していただきましたことに心より感謝申し上げます。ありがとうございます。

それでは、質問に入ります。一部事務組合下北医療センター議会第126回定例会におきまして、医療事故防止対策について一般質問いたします。

さきの第26回臨時会で報告がありましたむつ総合病院において発生した2件の医療事故の再発防止対策についてお伺いいたします。

むつ総合病院は、病床数434床を有し、下北地域の急性期医療を担う中核病院として、その役割を担っております。産科、小児科など民間医院と連携し、若い方たちが安心して出産し子育てできる医療環境が整えられております。また、1次産

業にかかわる方の多い当地域においては、外科診療の充実も日々の仕事の安心感につながっております。

外来診療においては、現在急激な高齢化と生活習慣病の多発、冬から春先にかけてのインフルエンザの流行などにより、毎日およそ1,000人ほどの患者さんが診療に訪れているのが現状となっております。高齢の患者さんは1科だけでなく、時には2科、3科と受診するために、むつ総合病院に多くの患者さんが集中すると考えられます。

いずれにいたしましても、お医者さんは外来診療に多くの時間をかけることとなります。今後は、地域の皆様にむつ総合病院と各診療所や地域の医院との連携がしっかりととられていることをご認識いただき、初診診療においては地元のかかりつけのお医者さんに受診するように意識改革も必要ではないかと思われま

す。医療現場に時間的ゆとりが生まれることにより、科学や技術の進化とともに、日々進化する先端医療の知識習得や研修の場にスタッフを派遣する機会や、院内のスタッフ間の情報交換の時間をふやし、今より質の高い医療の提供ができるのではないのでしょうか。

むつ総合病院には、地元はもちろん、全国から高度な医療技術と豊かな自然の中での病気の完治を目指して患者さんが訪れることを願っております。そのためには、信頼回復が第一と考えられます。医療事故には、患者さんの容体の急変など、さまざまな要因によって引き起こされるものと考えられますが、一つ一つの事故に真摯に向き合うことにより、技術の向上や信頼回復につながるものと思われま

す。そのことを踏まえて、昨年5月12日、右腎盂拡張術を受けた患者さんが、その際に下大静脈を損傷した事故、翌月6月17日に頸部カテーテル留置術を受けた患者さんが、その際U型カテーテルが

右鎖骨下動脈を損傷し、右胸腔内出血を起こした2件の医療死亡事故について、再発防止のためどのような対策がとられたのかお伺いいたします。

以上、ご答弁をよろしくお願ひいたします。

○議長（齊藤孝昭） むつ総合病院副院長。

（橋爪 正副院長登壇）

○むつ総合病院副院長（橋爪 正） 昨年発生いたしましたカテーテルに関連する2件の医療事故につきましては、関係者の皆様に改めておわび申し上げます。

ご質問の医療事故の再発防止のための対策についてであります。このようなことを起こさないために、外部委員2名を含めた院内医療事故調査委員会を設けまして、事故原因の究明と再発防止策を重ねて検討してまいりました。

事故調査報告書としてまとめられた再発防止策としては、基本的な手技の見直し、上級医などの指導体制の見直し、インフォームド・コンセントの徹底、以上の3点を重点的に実施することといたしました。

具体的には、まず基本的な手技を見直すため、カテーテル挿入に関しての研修会を行い、また来年度も2回実施することとしました。さらに、カテーテル穿刺用のシミュレーターなどを充実させ、技術向上と安全な手技を教育する体制を整備していきます。

次に、上級医等の指導体制を見直すため、医師のシフトを調整しました。特にリスクの高い患者さんに対しては、あらかじめ医師とスタッフ間でカンファレンスを行い、情報の円滑な共有とコミュニケーションを図ることとしております。

最後に、インフォームド・コンセントを徹底するため、医師には手術などに際して病状や治療方針、リスクを患者さんやその家族の方々に十分にわかりやすく説明し、理解と同意を得た上で信頼関係を築くように指導しております。

今後も現場の検証を含めてさまざまな振り返りを行いながら、事実の経過をしっかりと把握し、適切な調査の分析と原因の究明に取り組んで新たな改善策を検討するなど、職員が一丸となって医療事故の再発防止に努めてまいりたいと思っております。よろしくご理解のほどお願い申し上げます。

以上です。

○議長（齊藤孝昭） 7番濱田栄子議員。

○7番（濱田栄子） 院長先生におかれましては、ご丁寧な答弁、ありがとうございました。

3本の改善点を、基本的な手術の研修と、それから上級医師、先生の指導体制、そしてインフォームド・コンセントですか、患者さんとの信頼関係、この中ではもちろん3本どちらも大切です。でも、やはり信頼関係をしっかりと持つことによって、愛ある医療ができるのではないかなと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

再質問はありません。どうもありがとうございました。

○議長（齊藤孝昭） これで濱田栄子議員の一般質問を終わります。

◎日程第7 議案審議（質疑、討論、採決）

○議長（齊藤孝昭） 次は、日程第7 議案審議を行います。

◇議案第1号

○議長（齊藤孝昭） まず、議案第1号 一部事務組合下北医療センター行政不服審査条例を議題といたします。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（齊藤孝昭） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(斉藤孝昭) ご異議なしと認めます。よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

◇議案第2号

○議長(斉藤孝昭) 次は、議案第2号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を議題といたします。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(斉藤孝昭) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論の通告がありませんので、直ちに採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(斉藤孝昭) ご異議なしと認めます。よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

◇議案第3号

○議長(斉藤孝昭) 次は、議案第3号 一部事務組合下北医療センター職員の退職管理に関する条例を議題といたします。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(斉藤孝昭) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論の通告がありませんので、直ちに採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(斉藤孝昭) ご異議なしと認めます。よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

◇議案第4号

○議長(斉藤孝昭) 次は、議案第4号 地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を議題といたします。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(斉藤孝昭) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論の通告がありませんので、直ちに採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(斉藤孝昭) ご異議なしと認めます。よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

◇議案第5号

○議長(斉藤孝昭) 次は、議案第5号 一部事務組合下北医療センター特別理事の設置及び給与等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(斉藤孝昭) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論の通告がありませんので、直ちに採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(斉藤孝昭) ご異議なしと認めます。よって、

て、議案第5号は原案のとおり可決されました。

◇議案第6号

○議長（斉藤孝昭） 次は、議案第6号 一部事務組合下北医療センター職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（斉藤孝昭） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論の通告がありませんので、直ちに採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（斉藤孝昭） ご異議なしと認めます。よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

◇議案第7号

○議長（斉藤孝昭） 次は、議案第7号 一部事務組合下北医療センター職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

質疑ありませんか。1番工藤祥子議員。

○1番（工藤祥子） ちょっと中身がわからないので、お聞きしますが、佐井歯科診療所に勤務する職員の給料減額ということだと思うのですが、どういふわけでそうなのでしょうか。むつ市で一般職員が減額になっても、下北医療センターのもとで働く職員は減額にはなっていないのですが、自治体によって違うのでしょうか。

○議長（斉藤孝昭） 佐井地区診療所事務長。

○佐井地区診療所事務長（中村昭彦） 佐井村の一般職員においては、2%の給与の減額を行っております。それに伴って、公平性等を勘案しまして、診療所の職員の方にも、それに準じた形で減額をしていただいているものです。

○議長（斉藤孝昭） 1番工藤祥子議員。

○1番（工藤祥子） 私は、同じ下北医療センターのもとで仕事をしている職員の方は、むつ市と同じような待遇で減額すべきでないという立場で反対いたします。

○議長（斉藤孝昭） そのほかありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（斉藤孝昭） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論の通告がありませんので、直ちに採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」「異議あり」の声あり）

○議長（斉藤孝昭） ご異議がありますので、起立により採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立者13人、起立しない者1人）

○議長（斉藤孝昭） 起立多数であります。よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

◇議案第8号

○議長（斉藤孝昭） 次は、議案第8号 一部事務組合下北医療センター監査委員に選任する者につき同意を求めることについてを議題といたします。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（斉藤孝昭） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論の通告がありませんので、直ちに採決いたします。

本案は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（斉藤孝昭） ご異議なしと認めます。よって、議案第8号は原案のとおり同意されました。

◇議案第9号

○議長（斉藤孝昭） 次は、議案第9号 平成27年度一部事務組合下北医療センター補正予算を議題といたします。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（斉藤孝昭） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論の通告がありませんので、直ちに採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（斉藤孝昭） ご異議なしと認めます。よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

◇議案第10号

○議長（斉藤孝昭） 次は、議案第10号 平成28年度一部事務組合下北医療センター予算を議題といたします。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（斉藤孝昭） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論の通告がありませんので、直ちに採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（斉藤孝昭） ご異議なしと認めます。よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

◇報告第1号

○議長（斉藤孝昭） 次は、報告第1号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについてを議題といたします。

本案は、平成27年度一部事務組合下北医療センター補正予算について報告及び承認を求めるものであります。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（斉藤孝昭） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論の通告がありませんので、直ちに採決いたします。

本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（斉藤孝昭） ご異議なしと認めます。よって、報告第1号は原案のとおり承認されました。

◎閉会の宣告

○議長（斉藤孝昭） これで、本定例会に付議された事件は全て議了いたしました。

よって、一部事務組合下北医療センター議会第126回定例会を閉会いたします。

閉会 午後 3時28分

署 名

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

一部事務組合下北医療センター議会議長 齊 藤 孝 昭

一部事務組合下北医療センター議会議員 菊 池 広 志

一部事務組合下北医療センター議会議員 蛸 島 巨